区域からの排水検査結果の報告（環境計量士が検査したものに限ります。）

※環境計量士＝国家資格

◎関係書類の縦覧等をしなければなりません。

○近隣の住民等に関係書類の縦覧をしなければなりません。

○埋立て・盛土・たい積事業が施工されている間、関係事項を記載した標識を設置しなければなりません。（縦90㎝以上・横120㎝以上の標識）

◎措置命令ができます。

○町は、汚染土砂や残土を埋立てるおそれのある場合、または、埋立てられてしまった場合は、許可の取消し、汚染土の撤去等の措置命令が出せます。

◎許可の取消しがあります。

○不正手段による許可の取得や措置命令等に従わない場合は、その許可を取消すことができます。

◎立入り検査ができます。

○町は、必要な限度において立入調査ができます。また、関係者への説明を求めることができます。

◎許可申請には、手数料が必要となります。

○許可申請手数料
1件につき　2万円
○許可変更申請手数料
1件につき　1万円

◎罰則があります。

○不正手段による許可の取得・措置命令違反等
＝1年以下の懲役または100万円以下の罰金

○土砂等の搬入量、地質検査、排水検査等の届出をしない場合や虚偽の報告をした場合・立入検査を拒んだ場合等
＝50万円以下の罰金

○各種届出や関係書類を保存しなかった場合等
＝30万円以下の罰金

○両罰規定
＝不法な処理をした者（行為者）を罰するだけではなく、その法人や代表者等も罰金刑が科せられます。

※罰則については、千葉地方検察庁と町とで協議を終了しており、違反者については厳しく対処していく考えでいます。

◎経過措置があります。

○平成10年4月1日にこの条例が施行されますが、この時、現に埋立て等を行なっている方は、4月1日から3ヶ月間は条例の規定にかかわらず、その埋立て等の行為を許可なく行なうことができます。ただし、この埋立て等が3ヶ月間以内に終了しない規模である場合は、許可の申請をする必要があります。

町民の皆さんには、この条例が有害物質による土壌汚染や地下水汚染の防止及び災害を未然に防止し、快適な居住環境を確保するものであることについてご理解とご協力をお願いします。

◎条例に関する問合せ先

3、000㎡以上の場合
＝千葉県環境部産業廃棄物課監視指導室
☎043㉓2687

500㎡以上3、000㎡未満の場合
＝役場保健衛生課環境係
☎㉞1158（保健センター内）

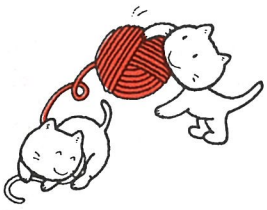

「道路はゴミ置場にあらず」チョット捨てるのを止めて

老人クラブ理事
大谷武彦（関）

昨年の12月21日役場環境係の応援のもと、白浜地区の高齢者193名が地区内の道路上に不法投棄されたゴミの清掃と、空缶、空びんの回収に汗を流しました。

集落の青年館に集めたゴミの山は空缶、空びん、中には家庭用の粗大ゴミがあり分別に午前中いっぱいもかかり、ゴミ袋の山を築いた。驚いたことに、次の日に同じ場所にポイ捨てがあるとの報告があり困ったものです。

大気の汚染、地球の温暖化、生活排水の汚染、河川の汚濁など地球を取り巻く環境破壊が叫ばれている今、日常生活においても地域の環境問題が重視されております。

ゴミの分別処理、リサイクル活動、ゴミの減量作戦、少しでも生活環境を改善し清潔な町にすべく行政も住民も一体になり努力をしているが、心ない一部の人たちによるゴミの不法投棄、空缶、空びんのポイ捨てが後を絶たない。

特に、裏通りの不在地主の周辺は粗大ゴミと、不法ゴミ袋の山で近所迷惑もはなはだしい。宅地の雑草は延び放題、日本人のマナーはどこへ行ったのか、自分の土地は自分で衛生的に管理する法律もあるように環境問題は全て各人の責任を認識し取り組んでほしい。

日常生活においてもゴミの収集日、所定の場所に出すだけではなく、各人が意識をもって個人エゴを抑え、地域の環境美化に取り組み本当の意味での「さわやかクリーン光町」を築く事を願うものである。